

建設会報 いずも



No.124
2011年4月号



一般社団法人
編集・発行人 島根県出雲地区建設業協会
経営改善研究委員会

表紙の言葉



出雲路に「茶里旅(ちゃりたび)」レンタ

えと文 / 渡部 良治

出雲市が行っている自転車のレンタサイクル事業は、観光客の利便性向上などを目的に、平成23年度からエリアを拡大して充実させる方針を打ち出します。

自転車の貸し出し場所は従来、JR出雲市駅、一畑電車出雲大社駅、一畑電車雲州平田駅のみでしたが、新たに大社町の吉兆館、佐田町のスサノオホール分館を追加します。

電動アシスト付自転車20台を購入して全43台とし、加算金を払えば他施設での返却も可能にする計画です。さらに、各地のモデルコース途中でお茶のサービスを受けられるよう、協力店づくりも行っていきます。

ちなみに貸し出し料金は、電動アシスト付自転車が一日あたり800円、一般自転車が一日500円、他施設への返却加算金が一回1,000円になります。

出雲路巡りの新しいスタイルとして、注目を集めそうです。

この度の関東・東北大地震により、被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。被災地域の日も早い復興を願っております。

C O N T E N T S

- ▶ 巻頭言 / 中筋 豊通〔一般社団法人島根県出雲地区建設業協会長〕1、2
- ▶ 新任のご挨拶 / 城市 正喜〔出雲労働基準監督署長〕……………3
- ▶ 着任のご挨拶 / 石倉 繁樹〔出雲警察署長〕……………4
- ▶ 名称が“**一般社団法人 島根県出雲地区建設業協会**”
に変わりました……………5
- ▶ 島根県入札契約事務等に係る改正のお知らせ……………6～9
- ▶ ランク別一覧表……………10
- ▶ 「大阪新世界山ちゃん」 / 山口 弥〔山口建設(株)〕……………11、12
- ▶ 除雪作業に従事して / 三原 勇〔(株)新井建設〕……………13
- ▶ 島根県暴力団排除条例が4月1日から施行になりました……………14
- ▶ 安全について / 安全委員 三原 博志〔(株)三原組〕……………15、16
- ▶ サラリーマン川柳……………17、18
- ▶ 編集後記 / 山根 強〔経営改善研究委員〕……………19



「ガンバろう 日本」 「前を向いて、いま、 最善の努力を、新しい道標を！」

一般社団法人 鳥根県出雲地区建設業協会
会長 中筋豊通

平成23年3月11日、14時46分。未曾有の巨大地震が、津波が東日本を襲った。多くの尊い命が失われ、工場が、田畑が、ライフラインが、街が壊滅的な被害を受けた。そして福島原発の事故・・・。

「想定外」で片付けてしまっただけ良いのか。安全対策が、危機管理が問われています。

大震災後、どう対応し、日本を復興していくのか、直接的被害総額は20兆円を超えと言われてはいますが、未だ先が見えません。お亡くなりになられた方々にご冥福をお祈りいたしますと共に、被災された皆さまにお見舞い申し上げます。

「人は仲間に支えられることで、大きな困難を乗り越えることが出来ると信じています。(中略)頑張ろう日本。生かされている命に感謝し、全身全霊で正々堂々とプレイすることを誓います」今年の選抜高校野球大会開会式で、創志学園高校の野山主将がした、被災地への思いを込めて行った選手宣誓です。日本中の多くの人々がこの言葉から大きな希望を貰ったに違いありません。

関東大震災、敗戦、オイルショック、阪神・淡路大震災・・・幾多の困難を乗り越えてきた日本、しかし大震災後の日本は、社会は、経済は、政治は、街は・・・、今回の災害は様々な面で、日本人の生き方を根本から覆すことになるでしょう。

立ち直れるのか日本・・・、出来る、日本の底力を！

肉親を失い、放射性物質におびえながらも、整然と救援を待つ人々、打ちのめされても、規律と礼儀正しさ、助け合い、協力しあい、困難に耐え立ち上がろうとする、ひたむきさ。世界は日本人の「勇気と強さ」「美德」を称賛しています。出来る、必ず・・・。

【緊急&早期対策】として、

原発の安全対策、行方不明者の捜索、食料や医薬品などの救援物資の確保、仮設住宅の整備、幹線交通網の整備(道路・空港・港)、農・水産物始め食料の確保、瓦礫の撤去、情報網の整備、電気・ガス・水道の回復・確保、復興庁の新設、補正予算の編成(復興資金の確保)などなど、

【中長期対策】

病院、学校、公共施設の整備、行政機能の回復、防災対策を強化した街づくり、被災地の雇用を含め、日本復興の経済対策、新エネルギー政策と研究促進・・・やるべきことが山ほどあります、復興に向けた法整備も必要でしょう。人・モノ・金・情報をどう活かすか。

正しく、謙虚に世界の知恵と日本の総力を結集し、「未来への新しい道標」を示す時です。

ところで、全国の各県建協は復旧に向け、緊急の支援要請に応えられるよう派遣可能な人員、資機材の把握など体制を整えています。東北建設業協会連合会は、大震災発生後、延べ555チーム5,318人、機械2,650台を投入しました。(3月29日時点)

さらに北海道を始め、近隣の建設業協会からは、軽油、灯油を調達・運搬も行いました。

その他、新潟建協は仮設トイレを、東京、栃木、長野、神奈川、山梨、高知、佐賀などの各都県建協もブルーシートや土のう、毛布、食料、水などを、また、中国5県の建協会は100万円ずつの義援金と鳥根県建設業協会は出雲駐屯地を経由し、福島県に5,040本(500cc)のミネラルウォーターを送らせていただきました。会員の皆様のご支援・ご協力ありがとうございました。

聞くとところによると、岩手県建設業協会大船渡支部の事務所が被災、会員も45社のうち21社の社屋が被害にあい12社の社屋が流され、7社がほぼ全壊。4社の社長が死亡または行方不明で、多くの従業員が犠牲に。そんな中、被災しながらも懸命に瓦礫の撤去作業に当たられたとのこと。本当に頭が下がります。高校生の言葉ではありませんが、

生かされている命に感謝し、「報恩」、私たちも痛みを分かち合い、素晴らしい郷土創りのために、日々頑張っていきたいものです。

日本復興、明るい明日は必ず来る！

「ガンバろう 日本」「前を向いて、いま、最善の努力を、新しい道標を！」

今年度も宜しくお願いします。ありがとうございました。



被災した大船渡市中港地区



復旧活動の様子

岩手県建設業協会 ホームページより

4月20日現在(毎日新聞まとめ)

死亡 14,063人 安否不明 13,691人 避難 133,454人



新任のご挨拶

出雲労働基準監督署
署長 城市正喜

この度、4月1日付けで出雲労働基準監督署長を拝命いたしました^{じょういち}城市と申します。当署には、平成2年度から4年度までの3年間、第一課長として勤務していましたので二度目の勤務となります。

一般社団法人島根県出雲地区建設業協会の会員の皆様には、日頃から労働基準行政、とりわけ労働災害防止対策の推進に当たり、格別のご理解・ご協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、県内の経済情勢は、本年に入り上向きの傾向を示していたところですが、先月11日に東北地方を襲った未曾有の大震災の発生により先行き不透明感がぬぐえず景気への影響が懸念されているところです。

また、県内の建設業においても公共工事量の減少傾向が続くなど引き続き厳しい状況にあるものと思われま。

こうした中で、当署管内における建設業の労働災害(休業4日以上^{じょうぎ}の死傷災害)は、平成22年に年間で39人発生しており、依然として全産業(249人)に占める割合は高い状況が続いております。

その労働災害の内訳を見ますと、「墜落・転落」によるものが12人と全体の31%を占め、「切れ・こすれ」によるものが8人(21%)、「挟まれ・巻き込まれ」によるものが5人(13%)などとなっております。

当署におきましても、個別の建設工事現場に対して監督指導・個別指導を引き続き実施することとしておりますが、建設業における労働災害の防止を一層図るためには、各事業者がリスクアセスメントを導入し実施するなど、自主的安全衛生活動を積極的に行っていただくことが必要不可欠であると考えております。

最後になりましたが、貴協会と貴協会の会員皆様のみならずのご発展とご繁栄を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

出雲警察署
署長 石倉繁樹

本年3月7日付けで出雲警察署長に着任いたしました。管内の安全と安心を確保した良好な治安維持に、署員一丸となって全力で取り組みますのでよろしくお願いいたします。

協会の皆様方には、平素の企業活動を通じて、地域社会の発展にご尽力されておられることに敬意を表しますとともに、暴力追放や交通安全活動をはじめとする警察業務の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っていることに対し厚く御礼を申し上げます。

本県では、一昨年に発生した浜田市における女子大生死体遺棄等事件の早期解決に向け、県警察を挙げての捜査を展開しているところでもあります。また、当署管内においても本年に入ってから凶器を使用したの事後強盗事件が発生しており、現場において検挙したとは言え、体感治安を回復するためには今後警察の一層の努力と皆様のご協力が不可欠であると考えております。

そのため、出雲警察署では、本年の運営指針を

「安全・安心を実現する力強い警察」

として、

- 犯罪の起きにくい地域社会づくりの推進
- 重要犯罪等の徹底検挙及び戦略的な組織犯罪対策の推進
- 交通死亡事故の抑止
- テロ、災害等緊急事態対策の推進
- 県民の期待に応える警察活動と基盤の強化

の五本柱を重点に掲げ『日本一治安の良いいずも』の実現に向けて各業務に取り組んでおります。

また、本年4月1日には「島根県暴力団排除条例」が施行されましたが、本条例は、県・警察・県民・事業者など、社会一体となって暴力団ゼロの島根県を目指すことが目的であり、事業者などに対しても「暴力団に協力しない」「暴力団を利用しない」「暴力団と交際しない」ことが規定されております。当署においても条例の効果的な適用や徹底した取締りにより『暴力団のいない明るいいずも』の実現を目指しております。

このような良好な治安の確保には、地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠ですが、当地区では、住民の皆様が「地域の安全は、地域の手で守る」という防犯意識が非常に高く、防犯ボランティア団体・パトロール隊の組織化や青色防犯灯の設置が全国に先駆けて行われているほか、飲酒運転の根絶につきましても、職場や地域の多数の方々が「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない・乗るなら飲ませない」の三無い運動を実践されるなど、積極的な取り組みが行われており、これらの活動は、地域の防犯力を高め、各種犯罪・事故の抑止に多大な成果となっており、大変心強く思うとともに心より感謝しているところであります。

警察といたしましては、今後とも協会の皆様と緊密な連携を図りつつ、安全・安心な地域社会の実現に取り組みますので、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

終わりにになりましたが、貴協会の益々のご発展と会員ご一同様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

公益法人制度改革により平成23年4月1日より

“一般社団法人島根県出雲地区建設業協会”という名称に変わりました。

詳細は前回の会報123号やホームページに載せています。

役員は変わりませんが役職が変わりましたのでお知らせします。

平成23年度 役員名簿
一般社団法人 島根県出雲地区建設業協会

役 職	氏 名	会 社 名
会 長	中 筋 豊 通	(株) 中 筋 組
副 会 長	今 岡 余 一 良	今 岡 工 業 (株)
//	長 岡 秀 治	(株) フ ク ダ
//	荒 木 國 夫	昭 和 開 発 工 業 (株)
//	今 岡 裕 統	(株) 今 岡 興 産
理 事	糸 賀 利 夫	新 和 建 設 (株)
//	岩 崎 和 良	岩 崎 建 設 (有)
//	岩 成 健 治	岩 成 工 業 (株)
//	小 村 洋 司	山 陰 建 設 工 業 (株)
//	高 橋 理 旦	(株) 御 船 組
//	内 藤 和 雄	(株) 内 藤 組
//	福 代 明 正	大 福 工 業 (株)
//	三 加 茂 等	(有) 三 加 茂 組
//	山 口 弥	山 口 建 設 (株)
//	山 崎 章 弘	(株) 山 崎 組
監 事	川 角 秀 夫	(有) 川 角 建 設
//	梅 野 直 宏	(株) ト ガ ノ 建 設
//	山 下 安 夫	(株) 山 下 工 務 所

島根県入札契約事務等に係る改正のお知らせ

島根県では、入札契約事務等に係る取扱いを次のとおり改正しておりますのでお知らせします。

平成22年11月補正予算（経済対策）等に伴う執行方針

○適用時期：平成23年3月4日（一部は平成22年2月1日から実施済み）

今回の補正予算については、経済対策の早期実施の必要性に鑑み、以下の観点から執行において、下記2の取組みを行う。

- ①切れ目のない経済対策の観点から工事の早期契約を図る。
- ②最低制限価格によるダンピング対策の強化

1. 対象となる工事・業務

- ①平成22年11月補正予算に係る工事・業務
- ②平成22年度当初及び平成22年9月補正予算に係る未発注の工事・業務
上記①、②で「平成23年2月1日」から公告・指名通知する工事・業務に適用
- ③平成23年2月補正予算に係る工事及び業務委託
- ④平成23年度当初予算
上記③、④で「平成23年3月4日」から公告・指名通知する工事・業務に適用

2. 入札契約制度における取扱い

最低制限価格制度を設定した入札を試行する。

1) 工事について

1億円未満の総合評価方式入札の工事について、最低制限価格を設定した入札を試行する。
入札契約制度における取扱いイメージ

【総合評価方式の工事】

発注規模	1千万円	1億円以上
調査基準価格	↓	(変更なし) 調査基準価格
最低制限価格に変更		

2) 業務委託について

1000万円未満の業務委託について、最低制限価格を設定した入札を試行する。

3) 平成21年6月補正の執行方針の取扱い

平成21年6月方針は廃止するが、今後、下記の取扱いとする。

- ①現場専任の主任技術者等の配置条件の緩和措置 → 恒常措置
- ②実績を重視した特別簡易型総合評価方式の適用 → 平成22年6月1日付け総合評価方式運用手引による。
- ③県内下請業者及び県内産資材使用の義務化 → 特記仕様書で明記

工事費内訳書の取扱いの一部改正について

○適用時期：平成23年2月1日以降に公告、指名を行う工事から

工事費内訳書の調査及び判断基準

工事費内訳書の調査に先立って、応札者全員の入札価格が最低制限価格及び調査基準価格に関する調査を満足していることを確認する。

落札候補者の工事費内訳書について、無効扱いとなる内容ではないかを審査する。無効となった場合は次順位者を落札候補者として、同様の審査をし、落札候補者を決定する。

1. 有効性調査

提出された工事費内訳書の内容を審査し基準を満たさない場合は入札を無効とする。

(1) 審査の対象

原則、落札候補者のみを審査し、他の応札者は審査しない。

ただし、順次、落札候補者が次順位者に移行した場合は次順位者のみを対象とする。

(2) 対象者の工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- ア 工事費内訳書の合計金額と、入札書の金額が一致しない者のした入札
- イ 端数調整を行っている工事費内訳書を提出した者のした入札
- ウ 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としている者のした入札(建築関連工事を除く)
- エ 値引き表示のある工事費内訳書を提出した者のした入札

変更なし

- オ 工事費内訳書のタテヨコ計算に違算がある者のした入札
- カ 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載(他項目や明細書に一括計上し、内訳が分からないものを含む。)の者がした入札(建築関連工事を除く)

追加

2. 重点調査

落札率に関わらず、毎月、発注件数の10件に1件程度の工事を抽出し、当該工事の落札者が次の判断基準を満たさない場合は、他の応札者全員の工事費内訳書を調査し、判断基準のいずれか一つでも満たさない者(落札者を含む)はヒアリングを実施する。ヒアリング時に積算根拠がなかった等、適切な見積りをしていなかった場合は口頭による指導又は注意を行う。

項目	判断基準(改正後)	判断基準(改正前)
①直接経費(直接工事費と共通仮設費(積上分)の合計)	85%以上110%未満	75%以上110%未満
②共通仮設費定率分	70%以上110%未満	同 左
③現場管理費	70%以上110%未満	60%以上110%未満
④一般管理費	30%以上110%未満	同 左

※落札率に関わらず、毎月、発注件数の10件に1件程度の工事を抽出とは、落札率95%以上の調査を実質廃止するという事です。

経営事項審査の審査基準の改正について

○適用時期：平成23年4月1日

経営事項審査の審査基準が改正されたことにより、平成23年4月1日以降に申請する場合の申請書様式、申請時の確認書類が改正されました。

主な改正内容

(1) 技術者に必要な雇用期間の明確化

- ・技術者の名義借り等の不正を防止するため、評価対象とする技術者を「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定
- ・高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象とする。

→申請書中「技術職員名簿」に記載された職員について、申請時の確認書類が追加されています。

(2) 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により平均点が低下している完工高(X1点)及び元請完工高(Z2点)について、評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保

(3) 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業(民事再生企業及び会社更生企業)について、社会性等(W点)の評価で、以下の減点措置を創設(平成23年4月1日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用)

- ・再生期間中(手続開始決定日から手続終了決定日まで)は、一律マイナス60点の減点
- ・更生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタート

→申請書中「その他の審査項目(社会性等)」の様式に、項目が追加されています。
該当する場合に、申請時の確認書類が追加されています。

(4) 社会性等(W点)の評価項目の追加等

①建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法に規定する「建設機械」のうち、災害時に使用される代表的な建設機械(ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル)について、所有台数に応じて加点評価(一台につき1点、最高15点)

建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、経審の有効期間(1年7ヶ月)中の使用期間が定められているリースについても同様に取り扱う。

②ISOの取得状況

多くの都道府県等が発注者別評価点で評価しているISO9001及びISO14001の取得状況について、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図るため、経審の評価項目に追加(片方で5点、両方で10点)

③W点ウエイトの調整

①及び②をW点評価項目に追加することで総合評定値(P点)に占めるW点のウエイトが突出しないよう、W点の合計点に190/200を掛け合わせて評点の一定の圧縮を行う。

→申請書中「その他の審査項目(社会性等)」の様式に、項目が追加されています。

該当する場合に、申請時の確認書類が追加されています。

建設工事契約書の改正方針について

○適用時期:平成23年4月1日以降に契約締結する案件から開始

改正方針

1. 契約書中の「甲」「乙」の表記は、勧告に沿い、「発注者」「受注者」に改正します。
2. 現場代理人の常駐緩和については、勧告に沿い、「一定の要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐を要しないとすることができる」との規定を新設します。
3. 発注者の帰責事由による費用負担の明確化については、勧告に沿い、契約書中に表記します。
4. 公共工事からの暴力団等の排除については、勧告に沿い、規定を新設することとします。なお、平成23年4月1日に施行される『島根県暴力団排除条例』第7条の趣旨を鑑み、入札事務からの暴力団等の排除についても、島根県警察本部との連携を強化し、各種要綱・要領等の改正を行うこととします。
5. 調停人制度の活用については、今までどおり(紛争審査会の活用など)とします。
※新契約書の書式等は『土木総務課建設産業対策室ホームページ』の『公共工事の入札・契約に関する要綱要領等』第2章「契約事務編」を参照して下さい。

● ランク別一覧表 ●

土木一式工事

出雲管内旧市町別 入札参加資格者数一覧(H23・24年度)

ランク	旧出雲市	旧平田市	旧佐田町	旧多伎町	旧湖陵町	旧大社町	斐川町	計
A	20 (19)	10 (8)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	4 (4)	4 (3)	45 (41)
B	35 (14)	10 (8)	4 (3)	1 (1)	2 (2)	5 (5)	9 (7)	66 (40)
C	46 (5)	12 (1)	2 (-)	3 (-)	1 (-)	4 (1)	7 (-)	75 (7)
計	101 (38)	32 (17)	10 (7)	6 (3)	4 (3)	13 (10)	20 (10)	186 (88)

※ A ランク 950 点以上、B ランク 700～949 点、C ランク 699 点以下、なお、() 書きは会員数

建築一式工事

出雲管内旧市町別 入札参加資格者数一覧(H23・24年度)

ランク	旧出雲市	旧平田市	旧佐田町	旧多伎町	旧湖陵町	旧大社町	斐川町	計
A	14 (12)	2 (2)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	2 (2)	19 (17)
B	18 (9)	5 (3)	3 (3)	- (-)	3 (2)	5 (4)	3 (1)	37 (22)
C	17 (2)	9 (2)	1 (-)	- (-)	1 (-)	3 (1)	4 (-)	35 (5)
計	49 (23)	16 (7)	4 (3)	- (-)	4 (2)	9 (6)	9 (3)	91 (44)

※ A ランク 950 点以上、B ランク 700～949 点、C ランク 699 点以下、なお、() 書きは会員数



「大阪新世界 山ちゃん」 ～新分野に進出して思う事～

山口建設 株式会社
山口 弥

昨年10月、松江市に「大阪新世界山ちゃん」という串カツ屋をオープンしました。

会社として飲食関連の新規事業に取り組みたい意向は以前から持っていましたが、いざ始めようと思うと、何の形態で始めて良いやら、何から準備を始めて良いやらと重い腰が上がらず、気付いてみれば、ズルズルと4～5年の歳月が経っていました。

昨年4月、鳥根県土木部の「建設産業新分野進出促進事業補助金」及び出雲市からも同様の補助金制度がそれぞれ公募開始されたのを機に、投資額的にも今がチャンスと考え、やっと本格的に準備を開始し、何とか開店までこぎつけました。

当初、既存のフランチャイズ店に頼った経営形態も考え、何社かの調査、ヒアリング、そして契約直前まで行った企業もありましたが、最終的には、開業費、運営経費が高額になる事、そして何より味、食材、店舗、思考までがFC管理下に置かれ、こちらの自由が全く効かない事など、総合的に判断した結果、苦勞してでも単独で全てやろうと決めました。

と言うのはとても簡単ですが、その苦勞は実際やれば並大抵の物ではなかった様に思います。私の実弟が大阪で飲食コンサルティング業を営んでおり、開業から現在に至るまでサポートしてくれている事、これが無かったらと考えるとゾッとします。

そして、準備の段階から痛切に感じたのが、建設業と飲食業、同じ金儲けには変わりありませんが、儲け方の論理が全く違う事です。我々建設業は発注者から、「いくらで受注しました。いくらで完成しました。いくら残りました。」の、上からの「引き算の論理」で利益を出します。ところが飲食業は「価格と利益をいくらに決めました。それがいくら売れました。合わせていくらになりました。」の、下からの「足し算の論理」の商売です。この商売感覚の違いこそが建設業者が飲食業に携わると長続きしないとされる原因の一つであろうと思います。

実弟のコンサルティング先でも建設業者社長が経営者の場合、上手い出来ないケースが多いそうで、なぜかと聞くと「まず全てがドンブリ勘定」「変化する事を嫌う」「一円、一銭の大切さを知らない」、「人の言う事を聞きかない」「自分の主張を変えない」「根拠の無



い楽観主義者が多い」「何でも人のせいにする」「困ったら逃げる」「社員を大切にしない」etc.....。実際思い当たる事ばかりでも何とも言えませんが、開店当初カッコつけてサービスばかりしていたらこっぴどく叱られました。「だから土建屋はイヤなんだよ！」弟にえらくった事はあっても、えらくられたのは初めてです。一つ褒められたのは「お前は毎日飲んでばかりいるから、飲む側の立場になっての意見はもっともな意見もある。それはどんどん言ってくれ。」ん～、これも、考えてみれば褒められたのか、バカにされたのかよく分からない.....。

そんなこんなで、まだ半年しか経っていませんが、お陰様で何とか順調にやっております。私は店では皿洗いくらいしか出来ませんが、見ていだけで気付かされること、感じる事も

多くあります。特に気付かされるのは元気と笑顔。従業員のほとんどはアルバイトの学生達ですが、全員とても元気が良く、いつも笑顔で、「ありがとう」の言葉を欠かしません。これも最初は弟の社員教育から始まった事ですが、今では特に教育などしていなくても、ごく自然に従業員が、お客様の笑顔を求め、自分も笑顔になる事に喜びを感じているようです。

どんな商売でも「お客様の笑顔」ほど嬉しいものはありませんが、その為にはこちらも元気な笑顔を与えないと相手の笑顔は得られません。建設業界の厳しい時代はまだまだ続きそうですが、笑顔に費用はかかりません。従業員だけでなく、「経営者自らが元気で笑顔」そんな建設会社を作っていければ、お客様も優秀な従業員も自然に生まれてくるのかな。

そんな事を日々思いながら、新分野に進出した先から色々教えられる昨今です。またお立ち寄り際には是非、私までご一報を。精一杯サービスさせていただきます（弟には内緒で.....。）



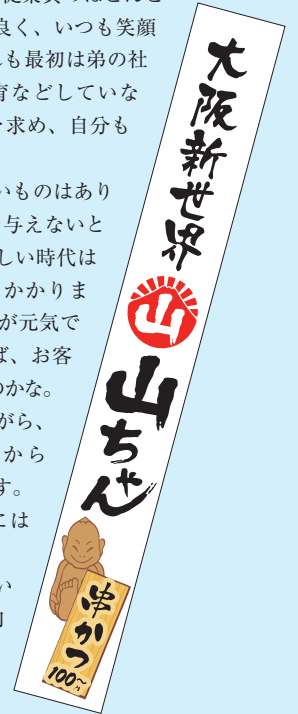
大阪通天閣周辺をイメージした昔懐かしい関西コテコテの店です



全150種類以上のメニューからお選びください



串カツはアツアツ、サクサク。そしてさっぱりの特製ウスターソース「二度漬け御免!」





除雪作業に従事して

株式会社 新井建設
工事部 三原 勇

3月11日に発生した東北地方大震災に被災されました皆様にご心からお見舞いを申し上げますと共に一日も早い復興と全国民の応援によって平穏な生活が取り戻せますように願っています。

今年は年末から続いた降雪のために、除雪作業に従事されました皆さんには寒い中を正月も返上して、早朝から夕方遅くまで作業に取り組み、住民の皆さんの生活を守る道路の確保に努力をされ、さぞかし大変であっただろうと痛感しています。

特に今冬は松江市や安来市方面で積雪のために、生活道路や配電線等に大きな被害が発生したため孤立した集落が出たり、農業施設や漁船にまで甚大な被害が出たことは、温暖化の影響による雪質の変化によるものではないかと懸念と共に、今後新たな問題を投げかけることになってきました。

近年では建設業に対する風当たりが強くなり、無駄な予算とか無用な公共工事とか言われ続けて予算が削減された結果、このような事態が発生した際の頼みの綱である建設業の余力が衰える傾向がみられ、大きな社会問題として跳ね返ってきています。

このような場合に活躍する肝心の建設機械の保有台数にしても、また、作業に携わるオペレーターにしても絶対数の不足が生じ、更には普段行わない作業であるにも拘わらず道路の見えない状況の中での転落事故などの危険性のある作業を行うことになり、作業者にとっては大きな問題でもあると思います。

そのような現状にあっても業界を挙げて頑張っているのは、建設業に与えられた天命であり私たちにしか出来ないという使命感と責任感によるものだと思っています。

私がこの除雪作業に携わるようになったのは40数年前の昭和40年代前半頃からです。当時は除雪機械も少なく屋根だけ付いた吹きさらしの機械で、当佐田町内一円をキャタピラーの音を響かせながら毎日毎日大雪の中を回っていた記憶があります。1メートルを超えるほどの雪をかき分けて確保した道を、地元のお年寄りが手を上げながら通られる姿を見て、苦勞した疲れも半減する達成感を味わうことの出来る有意義な仕事でもありました。

又、雪を掻き分けながら山道を行くと、近くの農家からスコップを担いだ住民の方が皆出てこられ、お互いの木戸道と共に消防ポンプ格納庫や公民館の前などを共同で除雪をしておられました。

最近ではそのような姿を見ることはほとんどなく、逆に苦情を聞くことの方が多くなって来ていて、住民の安全安心を守る重要な仕事で有りながら十分な理解が得られていない状況は、危険な中で取り組んでいるオペレーターの皆さんの士気にも影響するのではないかと、内心では危惧を感じている昨今でも有ります。

無駄遣いの根源のように言われている建設業も、この度のような大災害の場合などに住民の生命を守る救急車両の走行道路確保や、更には住民の生活道路の復旧など非常に重要な役割を担っていることは当然ながら全ての人々に理解して欲しいものです。

私もこの40年余りの間には大水害のために流失した道路の復旧や、1メートルを超える大雪の中での除雪作業など沢山の経験をしましたが、その一つ一つに、あの時は大変だったなー、でもそれらの結果として今日のこの恵まれた環境があるんだと、自身の心の内では誇りに思っています。

建設業界は大変な時期を迎えています。地域にとって建設業は将来も必ず必要な重要な仕事ですから、このような重要な任務を若い人達に引き継ぐ努力は今ある私たちに課せられた大きな問題であると思います。

最後になりましたが建設業協会の関係各位が益々ご健勝で、島根県の発展と地域住民の為に貢献されることを念願いたします。



島根県暴力団排除条例が 4月1日から施行になりました

島根県出雲地区建設業協会では、建設業に関わるあらゆる暴力行為を排除し、建設業の健全な発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に、出雲警察署、出雲県土整備事務所からなる「出雲建設業暴力追放対策協議会」を設置しております。

条例では、暴力団排除に関し基本理念を定め、暴力団排除に関する基本的施策、暴力団員に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団排除を推進し、社会経済活動の健全な発展に寄与することとなっております。

もし暴力団等から不当要求を受けたときは、組織として一丸となり毅然とした対応で臨むことと警察や暴力追放運動推進センターや弁護士に早期相談してください。

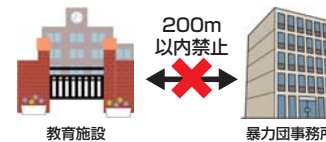
暴力団排除条例 基本理念

1. 暴力団を利用しない
2. 暴力団に協力しない
3. 暴力団と交際しない

条例の趣旨

暴力団事務所の開設・運営の禁止

青少年の暴力団への加入、暴力団犯罪の被害を防止するために、学校・公民館・図書館等の教育施設周辺において新たに暴力団事務所を開設・運営することを禁止します。



罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

利益供与の禁止

暴力団員に対する利益の供与の禁止
・用心棒やトラブル解決の見返りとして暴力団にお金を渡すことを禁止
・暴力団に協力する目的で物品を購入することを禁止



暴力団員が利益供与を受けることの禁止

違反者に対する措置：調査・勧告・公表【※被害者の立場の方を除く】

不動産取引等からの暴力団排除

暴力団事務所に使用することを知った上で
・不動産の売買をする行為
・借家やマンションの部屋等を貸す行為
・不動産契約の仲介をする行為
などを禁止します。



暴力団事務所

違反者に対する措置：調査・勧告・公表

祭礼等からの暴力団排除

お祭り、花火大会、イベント等の行事から暴力団を排除するため主催者などは、
・暴力団を利用することを禁止
・暴力団員を運営に関与させることを禁止
・暴力団員であることを知った上で露店を出させることを禁止



違反者に対する措置：調査・勧告・公表



安全について

安全委員
三原 惇志 (株式会社 三原組)

安全とは一言にいっても幅が広く、職業によって意義も様々だと思いますが、私が思う安全とは辞書のとおり「危険がなく、安心できる状態」だと思います。それは作業所でも同じで危険な作業や不安な気持ちでの仕事は安全とは言えず、安心して楽しく仕事ができる事、それが「誰もが積極的に安全に取り組む姿勢」に伝染していくのではないのかなと思っています。

今回は私がインターネットなどで参考になったと思う情報を下記に掲載しますので、少しでもみなさんの参考になればと思います。

一人では 5安全にはできない訳

5安全 — 仕事を人・物・環境・行動・結果に分類した安全に対する定義

「常識だし知っていて当然」、「教えるのも面倒だし…」

そんなことを思って、本当に大事な安全を共有していないことってありませんか

あなたにとっては常識でも最初から知っていたわけでは無いですよ!?

自分だけ安全だと思ったことをやっている人がいたらどうでしょうか!?

野球選手で1人だけサインを知らなかったら…それは機能しません

安全も同じです。安全とは第三者と共有することでしか生まれません

世界共通の安全「信号機」



誰でも知っている信号機、小さい頃に赤は止まれ青は進めと何気なく教えられた記憶は誰にでもあるのではないのでしょうか!? そうやって誰もが共有するからこそ、信号機は安全なんです。もしも、自分だけ赤は進め青は止まれだと思っていたらどうなるでしょう!?

自分は安全だと信じていても、実際にはとても危険で周りの人も危険です。同じように1人だけの安全と言うのはとても危険なことです。ですが実際には「常識だし知っていて当然」、「教えるのも面倒だし…」と思って、その仕事で基本となる安全を教えていなかったりしています。思い出して下さい!

今あなたが安全だと思っていることは、必ずさり気なくでも誰かから教えてもらっているはずです。5安全では第三者との共有の仕方も扱っています。

安全は第三者と共有してこそ意味がある。 忘れないでください。

第23回

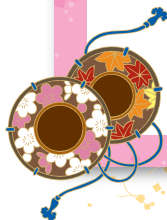
サラリーマン川柳

ベスト10

一位

仕分け人
妻に比べりや
まだ甘い

北の揺人



二位

「先を読め！」
言った先輩
リストラに

山悦

三位

ただいまは
犬に言うなよ
オレに言え

さらば地球

四位

「離さない！」
10年経つと
話さない

倦怠夫婦

五位

すぐ家出
諭吉はわが家の
問題児

甘下り

六位

先を読め
読めるわけない
先がない

先端社員

七位

こどもでも
店長なのに
妻なげく

みいみい

八位

体脂肪
燃やして発電
出来ないか

ちよびつと

九位

70歳
オラの村では
青年部

長老A

十位

妻キレて
「来とうなかつた
嫁になど」

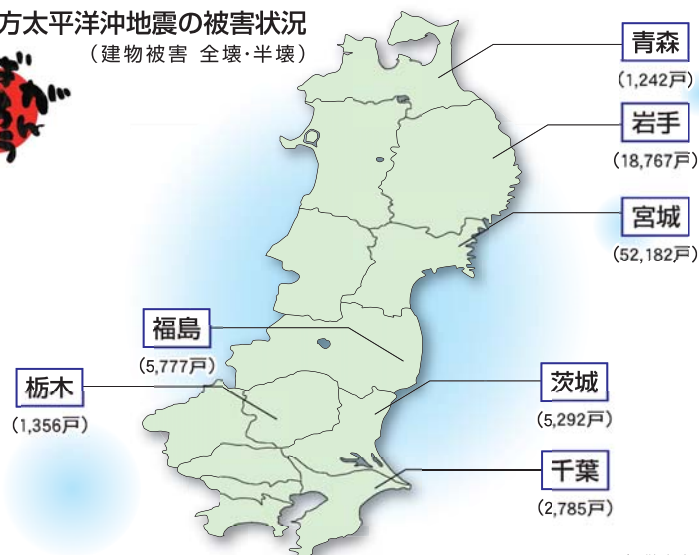
いっけん
一見



第23回 第一生命
サラリーマン川柳コンクールより

東北地方太平洋沖地震の被害状況

(建物被害 全壊・半壊)



※4/20現在 警察庁広報資料より

編 集 後 記

2011年3月11日午後2時46分18秒・・・

宮城県沖を中心とした東北地方太平洋沖地震が起きた時間です。マグニチュード9.0という我が国観測史上最大となるこの地震は、非常に大きな津波を広範囲に発生させ、いくつもの町をいとも簡単に飲み込んでしまいました。最大14、5メートルにも及ぶ巨大津波の猛威に押され、自動車や船舶が、まるで子供のおもちゃのごとく流され、家までも簡単に破壊してしまうその圧倒的な力に驚き、恐怖感を持ちました。

何十年、何百年とかけて作られた街が瞬間に壊され、ガレキの山となってしまいました。二万人から三万人（行方不明者含む）という多くの方たちが亡くなられ、またその何倍もの人たちが今なお過酷な避難生活をされている状況です。

日本のみならず世界各国からも義援金や救援物資、人的支援などを被災地に向けて送っています。我々、建設業者としても要請があればすぐに飛んで行って復旧作業をしていきたいと思えます。1日も早い復興を願っています。

さて、今年度も建設業者にとってはさらに厳しい年となることでしょう。しかしながらどんな苦難があっても、必ず乗り越えられると信じています。アメリカの作家ストウ夫人の言葉（箴言集）に「進退きわまって、すべてが思いどおりにいなくなり、もう少しも耐えられないと思うようになって、決してそこで諦めてはいけない。形勢が一変するのは、まさにその場所、その時からなのだ」とあります。今いるこの場所で皆の「知恵」を持ち寄り、又「連携」をとりながら足元を固め取り組んでいきたいと思えます。

今回の建設会報いずもの発行に際しまして、多くの皆様にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

経営改善研究委員 山根 強